

日本模型ヨット協会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、日本模型ヨット協会（Japan Model Yachting Association）〔（略）JMYYA 以下「当協会」という。〕と称する。

第2条（略語）

WS	ワールドセーリング（旧 ISAF）
IRSA	国際ラジオセーリング協会
MNA	ワールドセーリングの各国会員
JSAF	日本セーリング連盟
DNM	IRSA の認定国会員
ICA	国際クラス協会
NCA	国内クラス協会

第2章 目的及び活動内容

第3条（目的）

当協会は、WS のラジオセーリング部門である IRSA の DNM として、また WS の MNA である JSAF の特別加盟団体として国内のラジオセーリングを統括するとともに、無線操縦模型ヨット（以下、ラジコンヨットという）を趣味として楽しむ会員相互の親睦と技術の向上を図り、ラジコンヨットの普及と発展に努めることを目的とする。

第4条（活動内容）

当協会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) IRSA の DNM として IRSA の活動に参加し、一翼を担う。
- (2) 国内で活動する国際クラス、国内クラスのクラス協会として機能する。
- (3) 国内で活動する各クラスのレース運営を行い、広報し、レース日程の調整を行う。
- (4) レース運営に必要な人員（運営役員、ボランティア）や機材の手配、援助を行う。
- (5) レースに適した国際、国内クラスの認定（取消）を行う。（以下認定クラスという）
- (6) 加入申請のあったクラス協会の認定（取消）を行う。（以下認定クラス協会という）
- (7) クラス協会の無い認定クラスのクラス規則、計測書類、およびそれらの関連書類を作成、改定する。
- (8) クラス協会の無い認定クラス艇の登録、計測証明、レース運営を行う。
- (9) 認定クラス協会のある認定クラスは、クラス協会と共催してレース運営を行う。
- (10) 国際レース関連規則、国際クラス規則、およびそれらの関連書類の和訳をし、公開する。
- (11) 国際レガッタに参加する代表メンバーを支援し、レース情報を公開する。
- (12) 帆走規則、あるいはクラス規則に基づいて提出されたすべての控訴を受領する。
- (13) レース運営員、審判、計測員の育成を行う。
- (14) ラジオセーリングに関する有益な国際、国内情報を公開する。
- (15) ラジコンヨットの研究開発、および新規格艇等の開発、導入、普及に努める。
- (16) その他、ラジコンヨット普及のための必要事業を行う。

第3章 組織

第5条（本部）

当協会の本部は、会長宅内に置く。

第6条（支部）

第1項 当協会の支部組織として、東日本支部、中部支部、西日本支部を置く。

第2項 支部設立の条件として、以下の条件を満たし、本部役員会において承認されるものとする。

- (1) 当協会所属会員が10名以上であること。
- (2) 支部役員を組織、運営できること

第7条（役員）

第1項 役員の構成

当協会には以下の役員を置く。

(1) 本部役員

会長	Chairman	1名
副会長	Vice Chairman	1名
副会長（渉外）	Vice Chairman（liaison officer）	1名
総務部長	General Affairs Officer	1名
競技部長	Racing Officer	1名
財務部長	Treasurer	1名
企画部長	Planning Officer	1名

- ① 非役員として、財務監査委員2名を設ける。
- ② 非役員として、広報委員、IT関連委員、翻訳委員等を設けることがある。

(2) 支部役員

支部長	1名
事務局長	1名
レース委員長	1名

- ① 非役員として以下の委員を設ける。

クラス委員各クラス	1名
計測委員	若干名
プロテスト委員	若干名

第2項 役員の職務

(1) 役員は、次の職務を行う

- ① 会長は、当協会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長の補佐を行い、協会の会務を遂行する。
- ③ 副会長（渉外担当）は、会長の補佐を行い、渉外活動を遂行する。
- ④ 競技・総務・財務・企画の各部長は、会長を補佐し会務を遂行する。
- ⑤ 競技部長は、クラス協会とも連携し、クラス別選手権等クラス推進活動を行う。
- ⑥ 総務部長は、協会運営全体調整、諸会議運営の他、広報委員と協力して広報活動を行う。
- ⑦ 財務部長は、第7章に記す会計管理を行う。
- ⑧ 企画部長は、協会の方向性等の提言を行う。

(2) 役員の職務の詳細は細則により規定する。

第3項 役員の選任及び任期

(1) 本部役員は、会員による選挙で選出されるものとする。

- ① 選挙方法は、選挙細則により規定する。
- ② 本部役員の任期は、3年間とする。就任後、会員の選挙により新たな役員が選出された後に開催される役員会終了までとする。

- ③ 本部役員に欠員が生じた場合は、出身支部役員推薦により選任し、本部役員会の承認を得て残余期間の任に当たる。また、担当する役職については本部役員会で審議し決定する。
- (2) 支部役員は、支部会員による選挙で選出されるものとする。
 - ① 支部役員の任期は、2年間（1月から2年後の12月末まで）とする。
 - ② 支部役員に欠員が生じた場合は、支部内で支部会員の選挙により選任し、残余期間の任に当たる。

第4項 役員の解任

本部役員・支部役員は、総会・臨時総会の決議によって解任することができる。ただし、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会員

第8条（会員）

第1項 入会

入会しようとする者は、各支部を通じて入会届を本部に提出することにより入会の手続きを行い、入会金および本部年会費を納入することにより会員となる。

(1) 会費

- ① 入会金は、1,500円とする。
- ② 本部年会費は、その年の1月1日より年額3,000円とする。
- ③ レース参加費等の臨時会費は、必要の都度、役員会において決定し徴収する。
- ④ 入会金・年会費の額を変更する場合は、総会において決定する。
- ⑤ 既納の入会金・年会費は、これを返還しない。
- ⑥ クラスにより登録費・計測費を徴収できるものとし、財務部長が管理する。

(2) 権利

- ① 会員は、総会において一票の議決権を行使できる。
- ② 会員は、選挙において一票の投票権を有する。

(3) 義務

- ① 会員は、国内活動クラスの一艇以上の所有者であること。
- ② 会員は、前年の12月20日までに支部を通じて年会費を納めること。
- ③ 会員は、当協会の諸活動に協力すること。

第2項 退会

会員は、役員会に対して退会届を提出することにより、任意に当協会を退会できる。

第3項 会員資格の喪失

会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- ① 退会した時
- ② 除名された時
- ③ 正当な理由なく期限までに年会費を支払わない時
- ④ 死亡した時

第4項 罰則

会員が次のいずれかに該当するに至った時は、役員会によって嚴重注意・3年未満活動停止の処分、総会によって3年以上の活動停止・除名の処分とすることができる。なお、決議する前に当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

- ① この会則、その他の規則に違反した時。
- ② 当協会の名誉を害する行為、もしくは言動があった場合、または目的に反する行為をした時。
- ③ その他罰則すべき正当な事由がある時。

第5章 総会

第9条（総会）

第1項 構成

総会は、すべての会員をもって構成する。

第2項 権限

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 当協会の重要な運営に関する基本方針および計画。
- (2) 本部役員の解任（決議の前に弁明の機会を与えなければならない）
- (3) 会員の賞罰（3年以上の活動停止・除名の処分）
- (4) 会則の変更（細則の変更は役員会の決議による）
- (5) 解散および残余財産の処分

第3項 開催

総会は、定時総会として毎年（1月～2月末に）1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。また、文書総会とすることがある。

第4項 招集

- (1) 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。
- (2) 総会は、会員の1/2以上の参加により成立する（委任状を含む）。ただし、第8項(2)に該当する場合は、2/3以上の参加により成立する（委任状を含む）。
- (3) 1/3以上の会員の要求があった場合、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
- (4) 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

第5項 通知

総会の招集は、開催の日の2週間前までに、次の事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって通知する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 目的である事項・議案書・委任状
- (3) 会員は書面または電磁的方法（電子メール）によって議決権を行使することができること。

第6項 議長

議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席したときは、副会長が務める。

第7項 議決権

総会における議決権は、会員1名につき1票とする。

第8項 決議

- (1) 決議は、会員の1/2以上の賛成（委任状を含む）によって議決する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は2/3以上の賛成（委任状を含む）によって議決する。
 - ① 会則の変更（細則の変更は役員会において決議される）
 - ② 本部役員の解任
 - ③ 解散

第9項 議決権の代理行使

会員は、代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面（委任状）を支部長経由で当協会に提出しなければならない。

第10項 議事録

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任された出席会員の代表2名以上が承認しなければならない。会員は、総会の議事録の閲覧をすることが出来る。

- ① 日時及び場所

- ② 会員の総数及び出席会員数
- ③ 役員の数及び出席役員数、氏名及び委任状提出会員数
- ④ 議事の経過要領及び結果

第6章 役員会

第10条（役員会）

第1項 構成

- (1) 当協会に役員会を置く。
- (2) 役員会は、本部役員および各支部長をもって構成する。

第2項 権限

役員会は、次の職務を行う。

- ① 当協会の業務執行
- ② 役員職務の執行の監督
- ③ 細則の作成と変更（会則の変更は総会の決議による）
- ④ 財務監査委員の選定および解職
- ⑤ 協会運営に関する基本方針及び計画の立案
- ⑥ 会員の賞罰（厳重注意・3年未満の活動停止の処分）

第3項 開催

役員会は、毎年1月～2月末に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第4項 招集

- (1) 役員会は、会長が招集する。
- (2) 会長が欠けた時または会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。
- (3) 会長以外の役員は、会長に対し役員会の目的事項を明示して役員会の招集を請求することができる。
- (4) 前項の開催請求があった時は、役員会を招集するか、緊急を要するものについては書面または電磁的方法（電子メール）により各役員に諮り、署名捺印により決議することができる。

第5項 通知

役員会の招集は、開催の日の2週間前までに、次の事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって通知する。

- ① 開催の日時および場所
- ② 目的である事項

第6項 議長

役員会の議長は、会長が務める。会長が欠席するときは、会長が指名する者が務める。

第7項 決議

- (1) 役員会の決議は、構成員の過半数の出席により、その過半数を持って行う。但し、当該議事につき会議までに書面又は電磁的方法（電子メール）にて意思表示した構成員は、出席者とみなす。
- (2) 可否同数のときは、議長の決するところとする。
- (3) 役員会における議決権は、役員1名につき1票とする。

第8項 議事録

役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、全役員がこれを承認しなければならない。会員は、役員会の議事録の閲覧を請求することができる。

- ① 日時および場所
- ② 役員の数
- ③ 出席役員の数、氏名および委任状、議決権行使書面提出役員数
- ④ 議事の経過要領および結果

第7章 会計

第11条（会計）

第1項 会計

当協会の運営は、年会費、入会金、臨時会費（レース参加費等）、補助金、寄付金等でこれに充てる。

第2項 事業年度

当協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年の12月31日に終わる。

第3項 事業計画および収支予算

- (1) 当協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに会長・副会長及び担当役員が作成し、役員会の承認を受けなければならない。
- (2) 収支予算については、受益者負担を基本的な考え方とする。

第4項 事業報告および収支決算

当協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後速やかに、会長・副会長及び担当役員が作成し、財務監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

第8章 会則の変更、名義の承認

第12条（会則の変更と細則）

この会則は、総会・臨時総会の決議によって変更することができる。運営に関する事項で必要のある場合は、役員会で細則を定め運営するものとする。

第13条（協会の名義の承認等）

- 第1項 当協会に対し、共催、協賛、後援等の名義の依頼を受けた場合は、担当役員及び本部は事業内容等について役員会に報告し、役員会の承認を受けることとする。
- 第2項 当協会に対し、市販艇等の認定依頼を受けた場合は、担当役員及び本部は認定依頼の内容等について役員会に報告し、役員会の議決を得て承認することとする。

第9章 クラス協会

第14条（クラス協会）

- 第1項 当協会は、国内クラスの協会として機能する。
- 第2項 当協会は、国際クラスについて、NCAの発足を推奨しサポートする。
- 第3項 当協会に加入申請があり、認定されたNCAは認定クラス協会とし、当協会と提携してクラスを運営する。
- 第4項 加入申請手続きおよび提携内容については細則により規定する。

第10章 付則

- 第1項 当協会の設立年月日は1974年11月1日とする。
- 第2項 会則改訂履歴 改訂履歴 2022年10月30日付 全面改訂
- 第3項 会則改訂履歴 改訂履歴 2025年2月9日付 第8条を一部改訂
- 第4項 会則改訂履歴 改訂履歴 2026年2月8日付 第6条を一部改訂